

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**  
**平成 28 年6月 16 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500932 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600048 号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の資格取得年月日を平成 23 年 7 月 1 日から平成 20 年 4 月 16 日に訂正し、平成 20 年 4 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額を 41 万円、平成 21 年 9 月から平成 23 年 2 月までの標準報酬月額を 38 万円、平成 23 年 3 月から同年 6 月までの標準報酬月額を 41 万円とすることが必要である。

平成 20 年 4 月 16 日から平成 23 年 7 月 1 日までの訂正後の期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 4 月 16 日から平成 23 年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 4 月 16 日から平成 23 年 7 月 1 日まで

平成 20 年 4 月 16 日から A 社に正社員として勤務していた。平成 25 年頃、ねんきん定期便を見て、A 社の厚生年金保険の記録がないことに気が付き、同社で加入手続をしてもらったが、請求期間が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。請求期間の保険料控除が確認できる給料明細書を添付するので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る給料明細書及び平成 25 年 7 月 26 日に A 社から年金事務所に提出された「厚生年金保険被保険者資格取得届（資格取得年月日：平成 20 年 4 月 16 日）」に添付されていた賃金台帳等により、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間の標準報酬月額の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内

であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち平成 20 年 4 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額を 41 万円、平成 21 年 9 月から平成 23 年 2 月までの標準報酬月額を 38 万円、平成 23 年 3 月から同年 6 月までの標準報酬月額を 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の「厚生年金保険被保険者資格取得届」及び「厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 25 年 7 月 26 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(平成 22 年 1 月以降は、年金事務所)は、請求者の平成 20 年 4 月から平成 23 年 6 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。